

令和6年11月11日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市議会 建設常任委員会  
委員長 大村 卓司

## 提 言 書

モータリゼーションの進展や人口減少などによって、地域公共交通の利用者は減少傾向にあり、交通事業者の独立採算では維持することが困難となっている一方、高齢化の進展によって、免許返納後の移動手段が求められるなど、地域公共交通の必要性は高まっています。

こうした状況の中、コミュニティバスやデマンド型交通の運行をはじめとした地域公共交通施策に積極的に取り組む地方自治体が増加しています。

改正された「地域公共交通活性化再生法」では、すべての地方自治体に対して地域公共交通計画の策定が努力義務となるとともに、補助制度が計画と連動するようになるなど、地方自治体による地域公共交通への関わりがより一層求められるようになっています。

本市において現在協議されている「総合交通戦略」の改定にあたり、下記の項目を早急に検討いただきますよう提言いたします。

## 記

道路運送法に基づく地域公共交通会議、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会など、地域公共交通に関する協議の場を確保すること

地域の特性、需要の動向の分析その他地域公共交通に関する社会的及び経済的条件を考慮して、地域公共交通の種類による特性に応じて、市、公共交通事業者が適切な役割を分担及び効率的に連携することにより、総合的に行うこと

市民、事業者及び公共交通事業者の参画及び協働の下、地域公共交通の維持及び活性化を可能とするまちづくりの推進を図るため、地域公共交通の利便性の向上、維持及び利用促進に関する施策を立案し、実施すること



以上

2024年11月11日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市総合交通戦略協議会会長 塚口 博司 様

日本共産党茨木市会議員団

大嶺 さやか

朝田 充

畑中 剛

日本共産党茨木豊能地区委員会

茨木市政対策委員長

大嶺 学

## 茨木市総合交通戦略改定にあたっての要望書

日々の市民福祉向上の取組に敬意を表します。

さて、現在、茨木市では第6次茨木市総合計画の策定と茨木市総合交通戦略の改定の取組が進められているところですが、総合計画審議会の議論では、公共交通の維持・充実に  
関して「市民の移動権を書くべき」という意見に対して「市民の移動については、総合交通  
戦略において対応しています」と市は回答していますが、残念ながら、現在の総合交通  
戦略改定の議論において、市民の「交通権」「移動権」を基本的人権上の問題としてきちん  
と位置付ける立場は、まったく見られない、と言わざるを得ません。

よって、下記の点を強く要望いたします。

### 記

1. 交通問題の施策展開にあたっては、市民の「交通権」「移動権」を基本的人権上の問題  
として「保障する」という基本的スタンスの確立が不可欠です。第6次茨木市総合計画策  
定にあたっての市のアンケート調査でも、公共交通の維持に税金投入をのぞむ意見が  
83%にも達し、劇的に市民意識も変化しています。しかしながら、総合計画と総合交通戦  
略の基本理念にはこの点が全く欠如しており、基本理念からの見直しを求めます。
2. この間の施策展開を振り返れば、彩都開発推進、新名神高速道路開通等による大型物流  
施設の建設ラッシュは、深刻な市内住環境・交通環境の悪化をまねいており、これに対す



る反省と抜本的な改善策の検討と実施を総合交通戦略の重要課題として位置付けることを求めます。

3. 国などの動きから、本市においてもライドシェアの導入が検討されているように見受けられますが、ライドシェアは事件・事故の多発、責任の所在のあいまいさなど、問題点が多く、導入には強く反対します。このような交通上の安全安心をないがしろにする規制緩和で対応するのではなく、バスやタクシーなどの地域公共交通への公的支援の強化による問題解決が本筋であり、市民が強く望んでいることです。総合交通戦略改定にあたっては上記立場で対応することを求めます。
4. 上記1～3を保障するための推進体制の確立、すなわち、「道路運送法」に基づく「地域公共交通会議」と「地域公共交通の活性化及び再生法」に基づく「地域公共交通協議会」の設置、もしくは、両方を併せ持つ機関の設置を求めます。

以 上